## 主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は末尾に添付した被告人両名の弁護人川上隆、同一瀬英夫両名々 義の控訴趣意書記載のとおりで、これに対し当裁判所は次のように判断する。

論旨第二点について。

本件被告人両名に対しては最初検察官から賍物運搬の事実について公訴提起がありその後差戻前の第一審において右賍物運搬から食糧管理法違反の事実へと訴因罰条の変更があつたところ、差戻後に於て再び訴因を変〈要旨〉更し、食糧管理法違反から最初の賍物運搬の訴因へと復したものである。しかしこの両者はその日時、場所が〈/要旨〉同一であるし、その方法においても一は主食である米麦を運搬したという食糧管理法違反の事実であり、他は賍物である米麦を運搬したとの賍物運搬の事実であり、基本たる事実関係において両者の間に差異を認められないから、公訴事実の同一性を害する虞はなく、右訴因の変更はいずれも許さるべきものいわなければならない。所論第一は二度目の訴因変更は最初の訴因変更を取消したものとし、かかる訴因変更の取消は違法と主張するのであるが理由がない。

次に所論は右食糧管理法違反の罪と賍物運搬罪とは構成要件が異るしその罪質も違つているから訴因の変更は公訴事実の同一性を害すると主張するが、構成要件が同心と変更する実益があるのであり、構成要件が同して公訴事実の同一性を害するというのは理由がないし、罪質が違うからとは当事実の同一性を害するものとはいえない。又右両者の罪は法定刑が異ることは当事実の同一性を害するものとはいえない。又右両者の罪は法定刑が異ることは当時であり、それ故食糧管理法違反から賍物運搬罪へと訴因を変更されれば被告人につて不利益なこととなるが、それは事の性質上やむを得ないところであつて、この不利益があるからといつて訴因の変更を違法とすべきではないところである更によがあるからといって訴因の変更を違法とすべきではないし、右訴因の変更に対しても、それは被告人に充分所類の準備をさせるため必要な期間公判手続の停止を求める事由とはならない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 近藤隆蔵 判事 吉田作穂 判事 山岸薫一)